

【技術基準の概要】

1. 規則で定める行為(第2条関係)

- (1)自動車等(廃自動車を含む)の処理又は保管
- (2)再生資源物の処理、集積又は貯蔵
- (3)他の場所への搬出を目的とする土砂等の一時的な堆積
- (4)資材置場

*これらの行為をしようとする場合は、事業用地の大きさに関係なく、かつ、開発・建築行為の有無に関わらず条例の対象となります。

2. 報告(第3条関係)

内 容	右記以外の行為	規則で定める行為
敷地規模	1,000 m ² 以上	制限なし
申請書	周知等状況報告書(様式1)	周知等状況報告書兼申出書(様式2) 設置施設の内容(様式3)
添付図書	事業内容がわかるもの	別表1に掲げる図書
審査等	—	別表2に掲げる技術基準の遵守
その他	関係法令の遵守	関係法令の遵守 事業中における技術基準の遵守

3. 技術基準(第4条関係)

(1)道路

項 目	基 準	備 考										
道路の幅員	舗装幅員 3.0m以上	事業車両と地元車両のすれ違いの考慮 ※道路幅員は、車道用側溝(有蓋)を含むことができる。										
道路の舗装	必要TA(等値換算厚の目標値)を確保	大型車両の通行量に応じて市と協議 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>通行量</th> <th>必要TA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9台/日以下</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>10~39台/日</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>40~99台/日</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>100台/日以上</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>	通行量	必要TA	9台/日以下	8	10~39台/日	10	40~99台/日	12	100台/日以上	16
通行量	必要TA											
9台/日以下	8											
10~39台/日	10											
40~99台/日	12											
100台/日以上	16											
路面排水	U型側溝による路面排水を確保	法面の埋め立てに伴う側溝及び舗装の施工										
交通安全対策	進入路を設置する場合	市(道路管理者)と協議										
	接道が通学路の場合	市(道路管理者・教育委員会)と協議										
	保管物、土砂等の搬出入を伴う場合	環境汚損等の防止										
	道路通行上危険のおそれがある箇所	市(道路管理者)と協議に基づき、交通安全施設、防護柵等の設置										
	交通に支障があると予想される場合	交通誘導員の配置、安全施設の設置										

(2)排水施設

- ・事業用地内の雨水を適切に排出するための排水施設を設けること。
- ・事業用排水は、浄化槽等の浄化装置を経て排水路等へ接続すること。
- ・排水路の排水能力が不足するときは、承認工事等により整備すること。
- ・排水にあたり排水路の管理者と協議を行うこと。
- ・事業者の排水施設については、責任をもって適切な維持管理をすること。
- ・排水路の維持管理に協力すること。

(3)保管に関する基準

<適用範囲>

- 再生資源物の処理、集積又は貯蔵(規則第2条第2号)
- 他の場所への搬出を目的とする土砂等の一時的な堆積(規則第2条第3号)

<囲いの基準>

- ・事業用地の周囲に地盤面から高さ1.8m以上の構造耐力上安全な囲いを設けること。

<管理の基準>

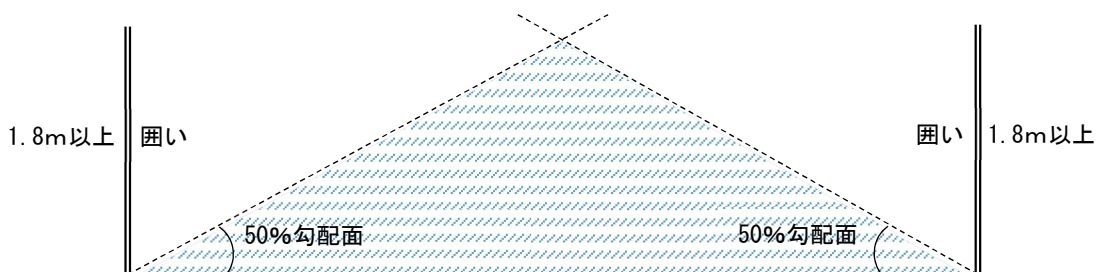
- ・事業用地から再生資源物などが飛散、流出、地下浸透並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- ・屋外において再生資源物等を容器や包装を用いず保管する場合にあっては、積上げられた保管物の高さが次に定める高さを超えないようにすること。

○再生資源物等の荷重が直接囲いにかからない場合

(参考断面図):両方が再生資源物等に接触していない囲いの場合



保管範囲



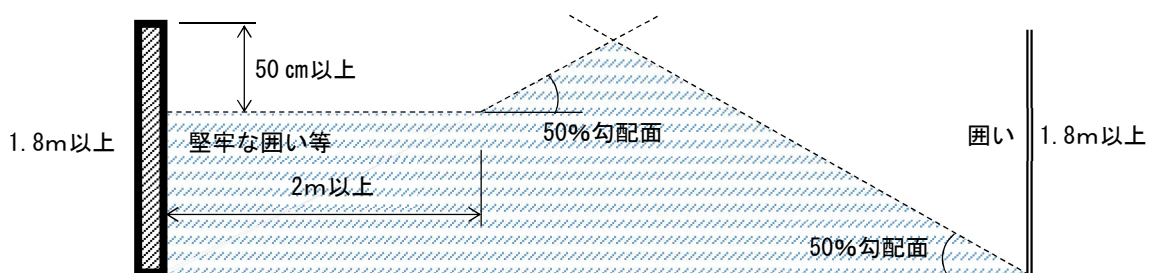
※50%勾配面とは、起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面

○再生資源物等の荷重が直接囲いにかかる場合

(参考断面図):片方が直接負荷部分の囲い、片方が再生資源物等に接触しない囲いの場合



保管範囲



※50%勾配面とは、起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面

<その他の基準>

- ・自動車等(廃自動車を含む)の処理及び保管(規則第2条第1号)の保管基準は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に準ずる。

(4)環境保全対策

①焼却行為(野焼き)の禁止

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に準じて、廃棄物の焼却はしないこと。

②騒音及び振動の防止対策

- ・特定施設などの設置の騒音及び振動に係る規制基準については、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」の規定に準ずること。
- ・特定建設作業の騒音及び振動に係る規制基準については、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」の規定に準ずること。

③廃棄物処理の対策

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に準じて、廃棄物の処理を行うこと。
- ・有価物と廃棄物を混在した状態で保管しないこと。
- ・有価物と廃棄物を分別し、分別した状態で保管するとともに、保管物の種類が明確に把握できるように看板等で掲示すること。

④その他の環境保全対策

- ・事業用地周辺の地域住民の健康及び財産等の生活環境に被害を生ずることがないよう、必要な措置を講ずること。
- ・地域住民に被害が生じた場合は、直ちに生活環境に支障がない状態に復旧するための必要な措置を講ずるとともに、再発防止の対策を行うこと。
- ・事業活動に伴い、事業用地周辺の公共物、工作物等に影響を及ぼさないこと、又は機能を阻害させないこと。
- ・蚊、ハエ等の発生の防止に努め、事業用地内の清掃を保持すること。
- ・施設の破損その他の事故を防止するため、定期的に巡回監視及び点検を実施すること。